

令和6年12月4日
子ども・若者部
児童相談支援課

被措置児童等虐待に係る報告について

1 主旨

令和6年7月16日（火）、区内の社会的養護関係施設に入所している児童について、虐待の通告を受理した。この間の調査結果及び今後の区の対応について報告する。

2 通告内容等

（1）通告者

区内社会的養護関係施設職員

（2）通告内容

- ① 施設職員（以下、職員A）が夜間に、就寝中の入所児童の身体を触った（性的虐待の疑い）。
- ② ①の事案を受け施設が実施した他の職員へのヒアリング調査の中で、同施設に入所している他の児童に対しても、職員Aによる不適切と思われる対応（怒鳴る等）があったことを把握した（心理的虐待の疑い）。

3 被措置児童等虐待に対する区の対応

区は事実関係及び被措置児童の心身の安全が確保されているかを確認するため、施設長を含む関係職員、職員A、被措置児童（当該児童を含む入所者全員）への聴き取り調査等を実施した。

区は調査結果等を踏まえ、両事案を被措置児童等虐待（性的虐待及び心理的虐待）に該当すると判断し、児童福祉法第33条の15第2項に基づき児童福祉審議会措置部会に報告した上で、当該施設に対して調査結果を通知するとともに、再発防止に係る以下の対応を求めた。

<施設に求める改善内容>

- ① 被措置児童等虐待に関する理解促進、発生予防等、権利擁護に関する研修を全職員に対して実施すること。
- ② 児童に対する不適切な行為と思われる事案が生じた場合の施設・法人内での対応（情報共有含む）について、ルール化を図ること。
- ③ 第三者委員等の制度の充実や入所児童への権利教育の実施等、子どもが意見を表明しやすい環境づくりに取り組むこと。
- ④ 夜間見回りのルールを明文化すること。その際、児童の年齢や性別、職員の性別を踏まえた対応や、入室の有無や声掛けの方法等、具体的なルールを作成すること。

- ⑤ 夜間見回りのルールを全職員へ周知徹底すること。
- ⑥ 宿直職員から日勤職員、日勤職員から宿直職員への引継ぎ内容やチェック体制を見直すこと。
- ⑦ 入所児童と職員の性別や、職員間の偏りを踏まえた宿直体制の見直しを行うこと。
- ⑧ 再発防止策を検討し、①～⑦の実施状況とともに区に報告すること。

4 今後の対応

再発防止策等の実施状況について、10月25日付で施設より提出された報告書の内容を踏まえ、継続的に確認し指導していく。また、区としても、意見表明等支援事業の導入等、子どもの権利擁護に係る環境整備について、より一層推進していく。